

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成20年9月2日
【事業年度】	第56期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)
【会社名】	株式会社マキヤ
【英訳名】	MAKIYA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢部 彰 造
【本店の所在の場所】	静岡県沼津市三枚橋字竹の岬709番地の1 同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行って おります。 静岡県富士市大淵2373番地
【電話番号】	(代表)0545 36 1000
【事務連絡者氏名】	取締役経理・財務室長 柳野 陽 一
【最寄りの連絡場所】	静岡県富士市大淵2373番地
【電話番号】	(代表)0545 36 1000
【事務連絡者氏名】	取締役経理・財務室長 柳野 陽 一
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日付をもって提出いたしました第56期事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部について訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_罫で表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) <省略>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

会社の機関の基本説明

1. ~ 2. <省略>

3. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任すること、また、累積投票によらないものとする旨を定めております。

4. ~ 8. <省略>

9. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者も含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

また、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2百万円と会社法第425条第1項各号の額の合計額とのいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

~ <省略>

(3) ~ (4) <省略>

(訂正後)

(1) <省略>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

会社の機関の基本説明

1. ~ 2. <省略>

3. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任すること、また、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

4. ~ 8. <省略>

9. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役 (取締役及び監査役であった者も含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものであります。

また、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2百万円と会社法第425条第1項各号の額の合計額とのいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

～ <省略>

(3)～(4) <省略>